



鳥取県公報

平成16年10月29日(金)
号外第167号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示 県道の路線の認定の一部改正(16件)(827~842)(道路課)..... 1

告 示

鳥取県告示第827号

昭和30年鳥取県告示第320号(県道の路線の認定について)の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地	整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
略				略			
21	鳥取鹿野倉吉線	鳥取市 倉吉市	東伯郡三朝町	21	鳥取鹿野倉吉線	鳥取市 倉吉市	気高郡鹿野町 東伯郡三朝町
22	倉吉青谷線	倉吉市 鳥取市	東伯郡湯梨浜町	22	倉吉青谷線	倉吉市 気高郡青谷町	東伯郡湯梨浜町
略				略			

鳥取県告示第828号

昭和33年鳥取県告示第188号(県道の路線の認定について)の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
165	宝木停車場 線	宝木停車場		165	宝木停車場 線	宝木停車場	
		鳥取市気高町宝木				気高郡気高町大字宝木	
166	浜村停車場 線	浜村停車場		166	浜村停車場 線	浜村停車場	
		鳥取市気高町浜村				気高郡気高町大字浜村	
略				略			
174	用瀬停車場 線	用瀬停車場		174	用瀬停車場 線	用瀬停車場	
		鳥取市用瀬町古用瀬				八頭郡用瀬町大字古用瀬	
略				略			
182	宝木停車場 上光線	宝木停車場		182	宝木停車場 上光線	宝木停車場	
		鳥取市気高町上光				気高郡気高町大字上光	
略				略			
194	津ノ井国府 線	鳥取市津ノ井		194	津ノ井国府 線	鳥取市津ノ井	
		鳥取市国府町麻生				岩美郡国府町大字麻生	
195	鷹狩渡一木 線	鳥取市用瀬町鷹狩		195	鷹狩渡一木 線	八頭郡用瀬町大字鷹狩	
		鳥取市河原町渡一木				八頭郡河原町大字渡一木	
196	杣小屋曳田 線	鳥取市河原町北村		196	杣小屋曳田 線	八頭郡河原町大字北村字杣小屋	
		鳥取市河原町曳田				八頭郡河原町大字曳田	
198	鷲峰気高線	鳥取市鹿野町鷲峰		198	鷲峰気高線	気高郡鹿野町大字鷲峰	
		鳥取市気高町下原				気高郡気高町	
略				略			
212	福部停車場 線	福部停車場		212	福部停車場 線	福部停車場	
		鳥取市福部町海士				岩美郡福部村大字海士	
略				略			
214	国英停車場 線	国英停車場		214	国英停車場 線	国英停車場	
		鳥取市河原町釜口				八頭郡河原町大字釜口	
略				略			
225	三代寺宮下 線	鳥取市国府町三代寺		225	三代寺宮下 線	岩美郡国府町大字三代寺	
		鳥取市国府町宮下				岩美郡国府町大字宮下	
略				略			
231	本鹿高福線	鳥取市河原町本鹿		231	本鹿高福線	八頭郡河原町大字本鹿	
		鳥取市河原町高福				八頭郡河原町大字高福	

232	八日市釜口線	鳥取市河原町八日市		232	八日市釜口線	八頭郡河原町大字八日市	
		鳥取市河原町釜口				八頭郡河原町大字釜口	
233	矢口鹿野線	鳥取市気高町下坂本		233	矢口鹿野線	気高郡気高町大字下坂本字矢口	
		鳥取市鹿野町鹿野				気高郡鹿野町	
略				略			
247	奥谷正蓮寺線	鳥取市国府町奥谷		247	奥谷正蓮寺線	岩美郡国府町大字奥谷	
		鳥取市正蓮寺				鳥取市正蓮寺	
略				略			
259	泊絹見青谷線	東伯郡湯梨浜町大字泊		259	泊絹見青谷線	東伯郡湯梨浜町大字泊	
		鳥取市青谷町吉川				気高郡青谷町	

鳥取県告示第829号

昭和35年鳥取県告示第109号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地	整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
略				略			
118	加茂用瀬線	(岡山県苫田郡加茂町) 鳥取市用瀬町安蔵		118	加茂用瀬線	(岡山県苫田郡加茂町) 八頭郡用瀬町	

鳥取県告示第830号

昭和42年鳥取県告示第683号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
265	湯山鳥取線	鳥取市福部町湯山		265	湯山鳥取線	岩美郡福部村大字湯山	
		鳥取市覚寺				鳥取市覚寺	
略				略			

鳥取県告示第831号

昭和44年鳥取県告示第506号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
274	青谷停車場 井手線	青谷停車場		274	青谷停車場 井手線	青谷停車場	
		鳥取市青谷町井手				気高郡青谷町大字井手	
275	八束水勝見 線	鳥取市気高町八束水		275	八束水勝見 線	気高郡気高町大字八束水	
		鳥取市気高町勝見				気高郡気高町大字勝見	

鳥取県告示第832号

昭和46年鳥取県告示第264号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
208	中三朝線	鳥取市佐治町中		208	中三朝線	八頭郡佐治村大字中	
		東伯郡三朝町大字片柴				東伯郡三朝町大字片柴	

鳥取県告示第833号

昭和47年鳥取県告示第226号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
31	鳥取国府岩美線	鳥取市		31	鳥取国府岩美線	鳥取市	岩美郡国府町
		岩美郡岩美町				岩美郡岩美町	
32	郡家鹿野気高線	八頭郡郡家町	八頭郡船岡町	32	郡家鹿野気高線	八頭郡郡家町	八頭郡船岡町 " 河原町 鳥取市 気高郡鹿野町
		鳥取市気高町浜村				気高郡気高町	
33	三朝中線	東伯郡三朝町大字片柴		33	三朝中線	東伯郡三朝町大字片柴	
		鳥取市佐治町中				八頭郡佐治村大字中	
略				略			
287	河原郡家線	鳥取市河原町長瀬		287	河原郡家線	八頭郡河原町	
		八頭郡郡家町				八頭郡郡家町	
略				略			

鳥取県告示第834号

昭和49年鳥取県告示第1070号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
304	妙徳寺鹿野 線	鳥取市妙徳寺		304	妙徳寺鹿野 線	鳥取市妙徳寺	
		鳥取市鹿野町未用				気高郡鹿野町大字未用	

鳥取県告示第835号

昭和50年鳥取県告示第1131号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
39	郡家国府線	八頭郡郡家町		39	郡家国府線	八頭郡郡家町	
		鳥取市国府町中河原				八頭郡国府町	
282	麻生国府線	八頭郡郡家町大字麻生		282	麻生国府線	八頭郡郡家町大字麻生	
		鳥取市国府町谷				岩美郡国府町大字谷	

鳥取県告示第836号

昭和51年鳥取県告示第1043号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
117	鱒返余戸線	(岡山県苫田郡阿波村) 鳥取市佐治町余戸		117	鱒返余戸線	(岡山県苫田郡阿波村) 八頭郡佐治村	
280	俵原青谷線	東伯郡三朝町大字俵原 鳥取市青谷町八軒屋		280	俵原青谷線	東伯郡三朝町大字俵原 気高郡青谷町大字八軒屋	
略				略			
308	桑原坂本線	鳥取市青谷町桑原 東伯郡三朝町大字坂本		308	桑原坂本線	気高郡青谷町大字桑原 東伯郡三朝町大字坂本	
500	鳥取河原自 転車道線	鳥取市浜坂 鳥取市河原町片山		500	鳥取河原自 転車道線	鳥取市 八頭郡河原町	

鳥取県告示第837号

昭和57年鳥取県告示第920号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
42	鳥取河原線	鳥取市今町 鳥取市河原町袋河原		42	鳥取河原線	鳥取市 八頭郡河原町	
略				略			

鳥取県告示第838号

平成5年鳥取県告示第354号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
40	智頭用瀬線	八頭郡智頭町大字市瀬		40	智頭用瀬線	八頭郡智頭町大字市瀬	
		鳥取市用瀬町赤波				八頭郡用瀬町大字赤波	
略				略			

鳥取県告示第839号

平成6年鳥取県告示第225号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
略				略			
37	岩美八東線	岩美郡岩美町	鳥取市	37	岩美八東線	岩美郡岩美町	岩美郡国府町
		八頭郡八東町				八頭郡郡家町	
43	鳥取福部線	鳥取市東品治町		43	鳥取福部線	鳥取市	
		鳥取市福部町細川				岩美郡福部村大字細川	
49	鳥取河原用瀬線	鳥取市徳尾		49	鳥取河原用瀬線	鳥取市	八頭郡河原町
		鳥取市用瀬町鷹狩				八頭郡用瀬町大字鷹狩	
略				略			
51	倉吉川上青谷線	倉吉市	東伯郡湯梨浜町大字川上	51	倉吉川上青谷線	倉吉市	東伯郡湯梨浜町大字川上
		鳥取市青谷町青谷				気高郡青谷町	
略				略			
154	上地中河原線	鳥取市国府町上地		154	上地中河原線	岩美郡国府町大字上地	
		鳥取市国府町中河原				岩美郡国府町大字中河原	
略				略			
261	青谷停車場線	青谷停車場		261	青谷停車場線	青谷停車場	
		鳥取市青谷町吉川				気高郡青谷町大字吉川	

281	河内楨原線	鳥取市鹿野町河内		281	河内楨原線	気高郡鹿野町大字河内	
		鳥取市楨原				鳥取市楨原	
291	鳥取国府線	鳥取市未広温泉町		291	鳥取国府線	鳥取市	
		鳥取市国府町分上				岩美郡国府町	

鳥取県告示第840号

平成7年鳥取県告示第275号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後					改 正 前				
路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
略					略				
230	小河内加茂線	鳥取市河原町小河内	鳥取市佐治町加茂		230	小河内加茂線	八頭郡河原町大字小河内	八頭郡佐治村大字加茂	
略					略				
251	国府正蓮寺線	鳥取市国府町町屋	鳥取市正蓮寺		251	国府正蓮寺線	岩美郡国府町	鳥取市正蓮寺	
略					略				
319	鳥取砂丘細川線	鳥取市福部町湯山	鳥取市福部町細川		319	鳥取砂丘細川線	岩美郡福部村大字湯山	岩美郡福部村大字細川	

鳥取県告示第841号

平成9年鳥取県告示第203号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後					改 正 前				
路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
298	袋河原八坂線	鳥取市河原町袋河原	鳥取市八坂		298	袋河原八坂線	八頭郡河原町大字袋河原	鳥取市八坂	

鳥取県告示第842号

平成14年鳥取県告示第602号（県道の路線の認定について）の一部を次のように改正し、平成16年11月1日から施行する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

平成16年10月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

改 正 後					改 正 前				
整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
略					略				
324	河原インター線	八頭郡郡家町大字西御門	鳥取市河原町福和田		324	河原インター線	八頭郡郡家町大字西御門	八頭郡河原町大字福和田	